

## ～ 令和6年度支部長表彰の候補者募集について ～

東北支部では、支部長表彰候補者の募集を行っています。

表彰規程、表彰内規（次ページ以降に掲載）に該当される方は、自薦、他薦を問いませんので、「表彰候補者調査表」に記入の上、支部事務局までお送りください。

（「表彰候補者調査表」は、支部HP <https://www.jeea-tohoku.com/> からダウンロードしてご使用いただけます。）

1. 申込締切 令和5年11月末

2. 送り先 〒980-8551 仙台市青葉区本町一丁目7-1  
東北電力ネットワーク(株)電力システム部（流通運営）内  
（公社）日本電気技術者協会東北支部（TEL. 080-9629-1085）

3. 選考結果 支部長表彰者は来年5月の支部大会後の表彰式にて表彰されます。

4. 記入上の注意

- (1) 「表彰候補者調査表」は、候補者の評価を行う素材となりますので、記載例を参考にできるだけ詳細に記載してください。なお、調査表枠内に記入しきれない場合は別紙を添付してください。
- (2) 職歴には、電気主任技術者として保安に携わった期間および現場で直接電気主任技術者を統括する職務に従事した期間がわかるように記載してください。なお、上記以外は、主任技術者在任期間には含まれません。
- (3) 「表彰対象事項」欄には、表彰規程第2条第2項の何れに該当するかを記入し、「表彰内容」に各号毎に表彰対象となる事案や内容を具体的に記載してください。なお、表彰規程第2条第2項第2号～5号に該当する場合はその内容を証明する文書・資料等の添付が必要となります。
- (4) 「入会年月」及び「電気事故発生のない期間」の記入も忘れずをお願いします。「電気事故発生のない期間」は、電気主任技術者として電気設備の保安に携わり、電気関係報告規則に基づいて報告すべき電気事故の発生がない期間がどれだけ継続されたかを確認するためのものです。

（参考）

### 【 各 表 彰 者 数 】

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 1. 支部長表彰者                      | 6名  |
| 2. 本部長表彰者                      | 3名  |
| 3. 電気保安功労者（関東東北産業保安監督部東北支部長表彰） | 若干名 |
| 4. 電気保安功労者（電気安全東北委員会委員長表彰）     | 若干名 |
- ※2～4は、過去に1. 支部長表彰を受賞された方の中から推薦

# 表彰規程

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、定款第4条第1項第六号の規定による表彰を公正、かつ、適正に行うことを目的とする。

### (表彰の種類等)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- 一 会長表彰
- 二 支部長表彰

2 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会長又は支部長が行う。

- 一 協会の目的遂行に関し特に貢献した者
- 二 電気技術の向上又は電気施設の保守安全技術に関し、有益な発明考案をした者
- 三 電気施設の保守安全技術又は作業方法に関し、有益な工夫改良した者
- 四 電気施設の建設又は運営に関し、功績顕著な者
- 五 電気施設における重大な災害を未然に防止した者
- 六 電気施設の保守安全業務に関し、永年にわたり無事故の電気主任技術者
- 七 電気技術、電気施設の保守安全技術、電気施設の建設又は電気施設の運営に関し、永年にわたり貢献した者

### (表彰)

第3条 会長表彰は、会長が毎年通常総会の当日にこれを行い、受賞者に表彰状及び記念品を贈呈する。

2 支部長表彰は、支部長が毎年支部大会の当日にこれを行い、受賞者に表彰状及び記念品を贈呈する。

## 第2章 会長表彰者の決定等

### (会長表彰の決定)

第4条 会長表彰者は、第6条第一号の規定により報告のあった者について、理事会の議を経て、会長が決定する。

### (会長表彰選考委員会)

第5条 会長表彰候補者を選考するため、会長表彰選考委員会（以下、この章で「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、調査担当理事及び理事の中から会長が指名する3名以内の理事並びに各支部の運営委員等の中から当該支部長が指名する各1名をもって構成する。

3 委員会には、委員長及び副委員長1名を置く。

- 一 委員長は、調査担当理事が当たり、委員会を総理する。
- 二 副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、補欠又は増員により指名された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

### (委員会等の職務)

第6条 委員会は、次の職務を行う。

- 一 毎年3月末日までに、会長表彰候補者を選考すること。
- 二 必要に応じて、本表彰制度に関する提言を取り纏めること。
- 2 会長表彰候補者の選考は、委員の過半数が出席し、その全員の賛同を得た者とする。
- 3 委員長は、前項の結果を速やかに会長へ報告するものとする。  
(会長表彰の選考対象者等)

第7条 会長表彰候補者の選考は、次の各号に適合する者であつて、かつ、その受賞者を会誌等に公表することを認める者について行うものとする。

- 一 支部長表彰を受賞した後、相当の期間にわたり、引き続き第2条第2項各号の一に該当する功績等が有り、支部長から推薦された者
- 二 上記に拘わらず、会長表彰選考委員から推薦された者
- 2 前項の推薦は、委員会が定める様式により、必要事項を記載して、前年の1月末日までに、本部へ提出する。

### 第3章 支部長表彰者の決定等

(支部長表彰者の決定等)

第8条 支部長表彰者は、第10条第1項第一号の選考結果を同条第2項の規定により報告のあつた者について、支部長が決定する。

- 2 会長表彰候補者の推薦は、第10条第1項第二号の選考結果を同条第2項の規定により報告のあつた者について、支部長が決定して、これを行う。  
(支部長表彰選考委員会)

第9条 支部長表彰候補者等を選考するため、支部長表彰選考委員会（以下、この章で「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、支部の運営委員等の中から支部長が指名する、若干名をもって構成する。
- 3 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
  - 一 委員長は、委員の中から支部長が指名する者とし、委員会を総理する。
  - 二 副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員の任期は、2年とし、重任を妨げない。但し、補欠又は増員により指名された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

(委員会の職務)

第10条 委員会は、次の職務を行う。

- 一 毎年、支部長表彰候補者を選考すること。
- 二 毎年1月末日迄に、支部長表彰受賞者の中から、会長表彰候補者を選考すること。
- 三 必要に応じて、支部長表彰制度に関する提言を取り纏めること。
- 2 支部長表彰候補者及び会長表彰候補者の選考は、委員の過半数が出席し、その全員の賛同を得た者とする。
- 3 委員長は、前項の結果を速やかに支部長へ報告するものとする。  
(支部長表彰の選考対象者等)

第11条 支部長表彰候補者の選考は、次の各号に適合する者であつて、かつ、その受賞者を会誌等に公表することを認める者について行うものとする。

- 一 当該支部に属する会員

## 二 当該支部に属する維持会員の役員又は従業員

(表彰者の推薦及び選考の手続)

第12条 支部長表彰候補者の選考は、支部役員又は支部に属する会員から推薦された者、又は自ら申し出をした者の中から、委員会が行う。

2 前項の推薦又は申し出は、委員会が別に定める様式により、必要事項を記載して、支部長が指定する期日までに、支部長へ提出して行う。

### 第4章 雑則

(国家表彰及び各種団体表彰候補者の推薦)

第13条 褒賞、叙勲等の国家表彰又は各種団体表彰の表彰候補者を協会において推薦しようとする場合は、本部役員又は支部役員が推薦した者の中から選考する。

(内規の制定)

第14条 この規程の実施について必要な細目的事項は、委員会通則(昭和56年6月13日)に規定する事項を除き、会長の決裁を経て別に定める内規による。但し、第3章の規程に係る細目的事項は、各支部において、支部長の決済を経て別に定めることが出来る。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、会長表彰選考委員会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

### 附則(平成12年4月25日)

第1条 この規定は、平成12年4月25日から施行する。

第2条 表彰者選定規程(昭和43年12月制定・最終改定昭和61年3月)は廃止する。

第3条 この改定した規程は平成20年4月23日から施行する。

### 附則(平成25年4月1日)

1. この改正した規程は、平成25年4月1日から施行する。但し、施行の際、旧規程により手続きが行われている表彰については、その表彰が終わるまでは、旧規程の定めるところによる。

## 表彰内規

第1条 会長表彰者数は、次に示す値を基準とする。

北海道支部	2
東北支部	3
関東支部	9
中部支部	5
北陸支部	3
関西支部	5
中国支部	3
四国支部	2
九州支部	3

2 前年度の表彰者数が前項の基準に達しなかった支部は、次年度に限り1名追加することができる。

第2条 支部長は、前条第1項の基準の会長表彰候補者を毎年1月末までに、会長表彰者推薦書を添えて本部宛に提出するものとする。

第3条 会長表彰の対象となる者は、次の各号の要件に適合する者であること。

- 一 原則として、各支部の支部長表彰を受賞した後、3年以上にわたり、引き続き表彰規程（以下、「規程」という。）第2条第2項各号の一に該当する功績等が有る者
- 二 規程第2条第2項第一号、第六号及び第七号の規定により表彰する者にあつては、原則として年令満50歳（協会の正会員としての期間が10年以上の者にあつては45歳）以上の者
- 三 協会の維持会員の役員及び従業員にあつては、電気主任技術者の免状の交付を受けている者であつて、5年以上の電気関係業務の経歴があり、かつ、協会において活動の実績がある者
- 四 正会員にあつては、5年以上の電気関係業務の経歴を有する者

2 支部長表彰の対象となる者は、前項第二号から第四号の規定に準ずる者であること。

第4条 規程第2条第2項の各号に該当する者の選考は次の基準による。

- 一 「協会の目的遂行に関して特に貢献した者」とは、次の何れかに該当する者とする。
  - イ 協会の本部又は支部の役員として3期以上勤めた者
  - ロ 本部又は支部事務局長、又はこれに準ずる職務に6年以上勤めた者
- 二 「電気技術の向上又は電気施設の保守安全技術に関し、有益な発明考案をした者」とは、電気技術の向上、電気施設の保守安全技術又は作業方法等に関する特許（実用新案登録を含む。以下同じ。）を得たものであつて、かつ、当該特許が現に電気保安に役立っていることを証明する書類等がある者とする。
- 三 「電気施設の電気保安技術又は作業方法に関し、有益な工夫改良をした者」とは、電気技術の向上、電気施設の保守安全技術又は作業方法等に関する工夫改良を行い、事業場内又は一般に広く採用されたものであつて、公的機関等から評価された旨を証明する書類等がある者とする。

四 「電気施設の建設又は運営に関し、功績顕著な者」とは、次のイ～ニいずれにも該当する者とする。

イ 最近5年以上にわたり、電気関係報告規則に基づく報告すべき電気事故（当該者の責めに帰すものに限る。）が発生していないこと。

ロ 電気関係法規の手続き及び電気保安技術上の義務を忠実に実行していること。

ハ 保安規程を遵守していること。

ニ 電気施設の改善に努力のあとが見られ、評価された旨を証明する書類等があること。

五 「電気施設における重大な災害を未然に防止した者」とは、感電死傷事故及び電気火災事故等による災害を未然に防止した者とし、証明する書類等がある者とする。

六 「電気施設の保守安全業務に関し、永年にわたり無事故の電気主任技術者」とは、次のイからハの規定を満たす者とする。

イ 電気主任技術者（主任技術者制度の解釈及び運用（内規）に規定する電気管理技術者及び電気保安業務担当者を含む。）として5年以上の業務経歴を有すること。

ロ 電気技術者として20年以上の年数を有すること。（年数の算出は、第6条第1号における学校を卒業した以後か又は、電気主任技術者免状等を取得した以後から算出する。）

ハ 最近5年以上にわたり電気関係報告規則に基づく報告すべき電気事故（当該者の責めに帰すものに限る。）が発生していないこと。

七 「電気技術、電気施設の保守安全技術、電気施設の建設又は電気施設の運営に関し、永年にわたり貢献した者」とは、原則として、電気技術者として30年以上の実務経歴を有する者とする。（年数の算出は、第6条第1号における学校を卒業した以後か又は、電気主任技術者免状等を取得した以後から算出する。）

第5条 規程第13条の国家表彰候補者の選考は、次の基準による。

一 協会が単独又は他の団体と共同で推薦して表彰を受けた会員の事例と同等以上の者の功績を有する者であること。

二 藍綬褒章候補者は、原則として、年令満60歳以上68歳以下であること。

三 黄綬褒章候補者は、原則として、年令満55歳以上であること。

四 叙勲候補者は、原則として、年令満70歳以上であること。

五 電気保安功労者表彰候補者は、電気主任技術者の資格を有する者であって、原則として会長表彰受賞者の中から選考する。

2 国家表彰候補者が決定したときは、原則として、支部長から所轄経済産業局長又は所轄産業保安監督部長に關係書類を提出するものとする。この場合、当該支部の支部事務局長は、速やかに本部事務局長へ報告するものとする。

第6条 この内規で使用する「電気技術者」及び「電気関係業務」の用語は、次の意味である。

一 電気技術者 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校又はこれと同等以上の教育施設において電気工学の教育を修めて卒業した者、電気主任技術者免状取得者（許可電気主任技術者の資格を有する者を含む。）又はこれと同等以上の者（第1種電気工事士免状取得者、1級・2級電気工事施工管理士免状取得者、エネルギー管理士免状取得者及び技術士（電気電子部門）免状取得者をいう。）をいう。

二 電気関係業務 電気設備に関する設計，工事，維持及び運用の業務をいう。

附則

この改定した内規は平成19年4月24日から施行する。

附則（平成25年4月1日）

この改定した規程は，平成25年4月1日から施行する。但し，施行の際，旧規程により手続きが行われている表彰については，その表彰が行われるまでは，旧規程の定めるところによる。